

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊小郡駐屯地
第361会計隊長 瀬川 清明

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名：飲料水水質検査ほか3件
- (2) 規 格：仕様書のとおり
- (3) 履行場所：陸上自衛隊小郡駐屯地、陸上自衛隊小郡自動車訓練場、情報本部太刀洗通信所
- (4) 履行期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること、なお未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 「令和7・8・9年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で九州・沖縄地域のA、B、C、D等級に格付けされている者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 公告の掲示場所

西部方面隊ホームページ（<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>）
陸上自衛隊小郡駐屯地

4 契約条項・入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊小郡駐屯地第361会計隊及び西部方面隊ホームページ

5 入札説明会の場所及び日時

実施しない。

6 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所： 陸上自衛隊小郡駐屯地 図書室
- (2) 日 時： 令和8年3月10日(火) 9時30分

7 違約金等に関する事項

- (1) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金

として徴収する。

8 落札決定方法：単価（年間の予定総価）による。

本公告第2項で示す競争に参加する者に必要な資格をすべて満たした者のうち、単価（年間の予定総価）が予定価格の制限の範囲内の最低の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

本入札に係る落札は、本役務に係る令和8年度予算が成立することを条件とする。

9 入札方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上入札致します。また「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。記載がない場合、競争参加者として認めない。

10 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 第13項第3号で示す入札関係書類を提出しなかった者の入札
- (3) 入札金額、入札者及び押印がない入札並びに判明し難い入札
- (4) 電話・電報・FAX等による入札
- (5) 郵便による入札参加者の未到着の入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約に係る記載がない場合及びその内容に虚偽があった場合、並びに暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約書の作成等について

- (1) 契約書作成の有無
作成する。また、本役務の入札に係る契約締結は、本役務に係る令和8年度予算が成立することを条件とし、契約担当官等が記名押印して契約締結とする。なお、落札者がこの契約書案を提出しないときは、契約を結ばない落札者として、落札価格の100分の5に相当する金額の損害賠償の請求をする。加えて、競争契約の参加対象等について制限を行うことがある。
- (2) 適用する基本契約条項
役務請負契約条項
- (3) 適用する特約条項
ア 談合等の不正行為に関する特約条項
イ 暴力団排除に関する特約条項
ウ 単価契約に関する特約条項

12 入札時の携行品

印鑑等一式、入札に必要な書類、筆記具

13 その他

- (1) 入札に関し委任を受けた者は、入札執行の前に「委任状」を提出すること。
- (2) 入札参加希望者は、下記連絡先に入札参加希望の一報を入れること。
- (3) 「資格審査結果通知書」写しを入札期日の前日までに提出すること（FAX可）。
- (4) 郵便による入札の場合は、令和8年3月9日（月）17時00分までに必着するよう「書留等」記録が残る方法で郵送すること。その際、送付する封筒の表に「入札件名、令和8年3月10日の入札書在中」と明記するとともに、郵便による応札である旨を必ず電話連絡すること。

なお、初度入札に郵便等が含まれていない場合は直ちに再度入札を実施する。郵便等が含まれている場合の再度入札については別途連絡する。

- (5) 入札終了まで、退室・電話等連絡は特に必要とみなす場合以外を除き認めない。
 - (6) 最低価格の入札金額が契約担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。
 - (7) 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。
 - (8) 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある」ものとして落札者としません場合があります。
- 14 入札及び仕様書に関する事項の問い合わせ先
- (1) 入札に関する事項
〒838-0141
福岡県小郡市小郡2277
陸上自衛隊小郡駐屯地第361会計隊契約班（担当：轟）
TEL 0942-72-3161（内線347）
FAX 0942-72-3161（内線344）
 - (2) 仕様書に関する事項
陸上自衛隊小郡駐屯地業務隊管理科（担当：武田）
TEL 0942-72-3161（内線379）

仕 様 書

[illegible]

水 質 検 査 方 法

項 目		基 準 値	検 査 方 法	変動係数
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	標準寒天培地法	—
2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法	—
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 0.003mg/L以下	フレームレスー原子吸光光度法 フレームー原子吸光光度法 ICP法 ICP-MS法	10% 10% 10% 10%
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、 0.0005mg/L以下	還元気化ー原子吸光光度法	10%
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、 0.01mg/L以下	フレームレスー原子吸光光度法 ICP-MS法 水素化合物発生ー原子吸光光度法 水素化合物発生ーICP法	10% 10% 10% 10%
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、 0.01mg/L以下	フレームレスー原子吸光光度法 ICP法 ICP-MS法	10% 10% 10%
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、 0.01mg/L以下	フレームレスー原子吸光光度法 ICP-MS法 水素化合物発生ー原子吸光光度法 水素化合物発生ーICP法	10% 10% 10% 10%
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 0.02mg/L以下	フレームレスー原子吸光光度法 フレームー原子吸光光度法 ICP法 ICP-MS法	10% 10% 10% 10%
9	亜硝酸態窒素	亜硝酸態窒素の量に関して、 0.04mg/L以下	イオンクロマトグラフ法（陰イオン）	10%
10	シアン化物イオン及び塩化シアン（注1）	シアンの量に関して、 0.01mg/L以下	イオンクロマトグラフーポストカラム 吸光光度法	10% 10%
11	硝酸態素及び亜硝酸態素窒素	10mg/L以下	イオンクロマトグラフ法（陰イオン）	10%
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、 0.8mg/L以下	イオンクロマトグラフ法（陰イオン）	10%
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、 1.0mg/L以下	ICP法 ICP-MS法	10% 10%
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	PT-GC-MS法 HS-GC-MS法	20% 20%
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	固相抽出-GC-MS法	20%
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロ エチレン	0.04mg/L以下	PT-GC-MS法 HS-GC-MS法	20% 20%
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	PT-GC-MS法 HS-GC-MS法	20% 20%
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	PT-GC-MS法 HS-GC-MS法	20% 20%

項 目		基 準 値	検 査 方 法	変動係数
19	トリクロロエチレン	0. 0 1 mg/L以下	P T-G C-MS 法 H S-G C-MS 法	20% 20%
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOR)	0. 0 0 0 0 5 mg/L以下		
21	ベンゼン	0. 0 1 mg/L以下	P T-G C-MS 法 H S-G C-MS 法	20% 20%
22	塩素酸	0. 6 mg/L以下	P T-G C-MS 法 H S-G C-MS 法	20% 20%
23	クロロ酢酸	0. 0 2 mg/L以下	溶媒抽出-G C-MS 法	20%
24	クロロホルム	0. 0 6 mg/L以下	P T-G C-MS 法 H S-G C-MS 法	20% 20%
25	ジクロロ酢酸	0. 0 3 mg/L以下	溶媒抽出-G C-MS 法	20%
26	ジブロモクロロメタン	0. 1 mg/L以下	P T-G C-MS 法 H S-G C-MS 法	20% 20%
27	臭素酸	0. 0 1 mg/L以下	イオンクロマトグラフィーポストカラム 吸光光度法	10%
28	総トリハロメタン	0. 1 mg/L以下	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、 ブロモジクロロメタン及びブロモホルム ごとに22の項、24の項、28の項及び29の項に掲げる方法	—
29	トリクロロ酢酸	0. 0 3 mg/L以下	溶媒抽出-G C-MS 法	20%
30	ブロモジクロロメタン	0. 0 3 mg/L以下	P T-G C-MS 法 H S-G C-MS 法	20% 20%
31	ブロモホルム	0. 0 9 mg/L以下	P T-G C-MS 法 H S-G C-MS 法	20% 20%
32	ホルムアルデヒド	0. 0 8 mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-G C-MS 法	20%
33	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 1. 0 mg/L以下	フレイムレスー原子吸光光度法 フレイムー原子吸光光度法 I C P 法 I C P-MS 法	10% 10% 10% 10%
34	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0. 2 mg/L以下	フレイムレスー原子吸光光度法 I C P 法 I C P-MS 法	10% 10% 10%
35	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、 0. 3 mg/L以下	フレイムレスー原子吸光光度法 フレイムー原子吸光光度法 I C P 法	10% 10% 10%
36	銅及びその化合物	銅の量に関して、 1. 0 mg/L以下	フレイムレスー原子吸光光度法 フレイムー原子吸光光度法 I C P 法 I C P-MS 法	10% 10% 10% 10%
37	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、 2 0 0 mg/L以下	フレイムレスー原子吸光光度法 フレイムー原子吸光光度法 I C P 法 イオンクロマトグラフ法 (陽イオン)	10% 10% 10% 10%
38	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0. 0 5 mg/L以下	フレイムレスー原子吸光光度法 フレイムー原子吸光光度法 I C P 法 I C P-MS 法	10% 10% 10% 10%

項 目		基 準 値	検 査 方 法	変動係数
39	塩化物イオン	2 0 0 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法（陰イオン） 滴定法	10% 10%
40	カルシウム、マグネシウム等 （硬度）	3 0 0 mg/L以下	フレーム-原子吸光光度法 I C P 法 イオンクロマトグラフ法（陽イオン） 滴定法	10% 10% 10% 10%
41	蒸発残留物	5 0 0 mg/L以下	重量法	—
42	陰イオン界面活性剤 注1)	0. 2 mg/L以下	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法	10%
43	(4 S, 4 a S, 8 a R) -オクタヒドロ-4, 8 a-ジメチルナフタレン-4 a (2 H) -オール（別名ジェオスミン）	0. 0 0 0 0 1 mg/L以下	P T-G C-MS 法 H S-G C-MS 法 固相抽出-G C-MS 法	20% 20% 20%
44	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2オール（別名2-メチルイソボルネオール）	0. 0 0 0 0 1 mg/L以下	P T-G C-MS 法 H S-G C-MS 法 固相抽出-G C-MS 法	20% 20% 20%
45	非イオン界面活性剤	0. 0 2 mg/L以下	固相抽出-吸光光度法	20%
46	フェノール類 注1)	フェノールの量に換算して、0. 0 0 5 mg/L以下	固相抽出-誘導体化-G C-MS 法	20%
47	有機物（全有機炭素（T O C）の量） 注2)	3 mg/L以下	全有機炭素計測定法	10%
48	pH値	5. 8 以上 8. 6 以下	ガラス電極法 連続自動測定機器によるガラス電極法	— —
49	味	異常でないこと	官能法	—
50	臭 気	異常でないこと	官能法	—
51	色 度	5 度以下	比色法 透過光測定法 連続自動測定機器による透過光測定法	— 10% 10%
52	濁 度	2 度以下	比濁法 透過光測定法 連続自動測定機器による透過光測定法 積分球式光電光度法 連続自動測定機器による積分球式光電光度法 散乱光測定法 透過散乱法	— 10% 10% 10% 10% 10% 10%

水質基準項目（52項目）

省令番号	項 目	基準値(mg/l)以下
01	一般細菌	100個/ml
02	大腸菌	不検出
03	カドミウム及びその化合物	0.003
04	水銀及びその化合物	0.0005
05	セレン及びその化合物	0.01
06	鉛及びその化合物	0.01
07	ヒ素及びその化合物	0.01
08	六価クロム化合物	0.02
09	亜硝酸態窒素	0.04
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
12	フッ素及びその化合物	0.8
13	ホウ素及びその化合物	1
14	四塩化炭素	0.002
15	1, 4-ジオキサン	0.05
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04
17	ジクロロメタン	0.02
18	テトラクロロエチレン	0.01
19	トリクロロエチレン	0.01
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOR)	0.00005
21	ベンゼン	0.01
22	塩素酸	0.6
23	クロロ酢酸	0.02
24	クロロホルム	0.06
25	ジクロロ酢酸	0.03
26	ジブロモクロロメタン	0.1
27	臭素酸	0.01
28	総トリハロメタン	0.1
29	トリクロロ酢酸	0.03
30	ブロモジクロロメタン	0.03
31	ブロモホルム	0.09
32	ホルムアルデヒド	0.08
33	亜鉛及びその化合物	1
34	アルミニウム及びその化合物	0.2
35	鉄及びその化合物	0.3
36	銅及びその化合物	1
37	ナトリウム及びその化合物	200
38	マンガン及びその化合物	0.05
39	塩化物イオン	200
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300
41	蒸発残留物	500
42	陰イオン界面活性剤	0.2
43	ジオスミン	0.00001
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001
45	非イオン界面活性剤	0.02
46	フェノール類	0.005
47	有機物 (TOC)	3
48	PH値	5.8~8.6
49	味	異常でないこと
50	臭気	異常でないこと
51	色度	5度
52	濁度	2度

毎月検査（9 項目）

省令番号	項 目	基準値(mg/l)
0 1	一般細菌	1 0 0 個/ml
0 2	大腸菌	不検出
3 8	塩化物イオン	200
4 6	有機物 (TOC)	3
4 7	PH値	5.8～8.6
4 8	味	異常でないこと
4 9	臭気	異常でないこと
5 0	色度	5 度
5 1	濁度	2 度

省略不可項目検査（13 項目）

省令番号	項 目	基準値(mg/l)
0 9	亜硝酸態窒素	0.04
1 0	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01
2 1	塩素酸	0.6
2 2	クロロ酢酸	0.02
2 3	クロロホルム	0.06
2 4	ジクロロ酢酸	0.03
2 5	ジブロモクロロメタン	0.1
2 6	臭素酸	0.01
2 7	総トリハロメタン	0.1
2 8	トリクロロ酢酸	0.03
2 9	ブロモジクロロメタン	0.03
3 0	ブロモホルム	0.09
3 1	ホルムアルデヒド	0.08

機材・薬品溶出等項目（7 項目）

省令番号	項 目	基準値(mg/l)
0 6	鉛及びその化合物	0.01
0 8	六価クロム化合物	0.02
3 2	亜鉛及びその化合物	1
3 3	アルミニウム及びその化合物	0.2
3 4	鉄及びその化合物	0.3
3 5	銅及びその化合物	1
3 7	マンガン及びその化合物	0.05